

「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案」について

平成 31 年 2 月

財 務 省

1. 法律案の趣旨・概要

国際復興開発銀行（IBRD）の増資に伴い、日本がIBRDに対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずる。

- IBRDに対して34億4,410万協定ドル（約41億5,479万合衆国ドル）の範囲内で、日本が追加出資することを政府に授権する規定を追加する。（第2条の2関係）
- 出資に当たって、日本が合衆国ドル建て国債での払込みを行うことを可能にする規定を追加する。（第5条、第10条、第14条関係）

2. 法律案の施行日

公布の日

# 国際復興開発銀行 (IBRD) 増資の概要

- SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、世界銀行グループは重要な役割を果たす
- 途上国の膨大な資金需要に対応するため、今般、IBRDの増資を行い支援強化を図る
- 増資に併せて、IBRDの政策面・ガバナンス面の改革を実施

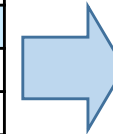
## 政策面の改革

- 増資により、IBRDが対象とする途上国<sup>(注)</sup>支援が約60%増加
    - 中でも、所得の低い国(インド、フィリピン、インドネシア、スリランカ等)への支援は約70%増加
    - 所得の高い国(中国、ブラジル等)への支援の伸びは全体の伸びを下回る約45%に抑制。支援全体に占める割合は約4割から約3割へ低下。
- (注)IBRDは、途上国の中でも融資の返済能力が高い国を対象。加盟国からの出資等を資本金とし、市場でIBRD債を発行し、融資の原資とする。(資本金の約4倍の借入れが可能。)
- 所得の高い国に対する融資金利を引上げ
  - 国際公共財への支援を強化
    - 気候変動: 28%→30%以上(案件全体に占める割合)
    - ジェンダー: 42%→55%以上(案件全体に占める割合)
    - 紛争・脆弱国支援の強化
    - インフラ整備の強化

## ガバナンス面の改革

- 投票権シェアにおいては、日本は第2位を維持

|      | 投票権シェア(現行) |        |
|------|------------|--------|
| 1    | 米国         | 15.98% |
| 2    | 日本         | 6.89%  |
| 3    | 中国         | 4.45%  |
| 4    | 独          | 4.04%  |
| 5    | 英仏         | 3.78%  |
| 途上国計 |            | 46.9%  |



|      | 投票権シェア調整後 |        |
|------|-----------|--------|
| 1    | 米国        | 15.87% |
| 2    | 日本        | 6.83%  |
| 3    | 中国        | 5.71%  |
| 4    | 独         | 4.07%  |
| 5    | 英仏        | 3.73%  |
| 途上国計 |           | 47.4%  |

## 増資額

- 増資の日本負担分は約41.5億ドル(約4,570億円)
  - うち、約36.3億ドル(約3,988億円)は、途上国からの返済が滞り、IBRD債の償還等が困難になるという極めて例外的な場合にしか請求されない(過去請求されたことはない)
  - 実際に払込みが必要となるのは、残りの約5.3億ドル(約583億円。うち9割が円、1割がドルであり、今回から、世銀の決定により、円部分に加えドル部分も出資国債での払込みが可能に。)